

ご購入者各位

東京法令出版株式会社

『平成 29 年版 三段対照式 交通実務六法』お詫びと訂正のお願い

本書の本文中に誤りがございました。深くお詫び申し上げます。
誠にお手数ではございますが、次表のとおり訂正してご使用くださいますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	訂 正 内 容																		
241 頁	上段	「反則金」「初心運転者標識表示義務違反」に「大型（準中型のみ） 六千円」を加える。																		
244 頁	上段	「反則金」「聴覚障害者標識表示義務違反」に「大型（準中型のみ） 六千円」を加える。																		
2395 頁	反則金一覧表	<p>表右欄、下から 4・5 行目の「初心運転者標識表示義務違反」及び「聴覚障害者標識表示義務違反」の欄を次のとおり訂正する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>大 型 車</th> <th>普 通 車</th> <th>二 輪 車</th> <th>小 型 特 殊 車</th> <th>原 付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初心運転者標識表示義務違反</td> <td>6</td> <td>4</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害者標識表示義務違反</td> <td>6</td> <td>4</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>注に(5)・(6)として次のとおり加える。</p> <p>(5) 「初心運転者標識表示義務違反」の欄の「大型車」は、準中型免許を受けていた期間が1年に達しない者（当該免許取得前に2年以上普通免許を受けていた者を除く。）のみに適用されます。</p> <p>(6) 「聴覚障害者標識表示義務違反」の欄の「大型車」は、準中型自動車のみ適用されます。</p>		大 型 車	普 通 車	二 輪 車	小 型 特 殊 車	原 付	初心運転者標識表示義務違反	6	4	/	/	/	聴覚障害者標識表示義務違反	6	4	/	/	/
	大 型 車	普 通 車	二 輪 車	小 型 特 殊 車	原 付															
初心運転者標識表示義務違反	6	4	/	/	/															
聴覚障害者標識表示義務違反	6	4	/	/	/															
2396 頁	交通違反等の点数一覧表	<p>表右上の「(平成 26 年 9 月 1 日施行)」を「(平成 29 年 3 月 12 日施行)」に訂正する。</p> <p>注に(6)・(7)として次のとおり加える。</p> <p>(6) 「初心運転者標識表示義務違反」は、準中型免許（当該免許取得前に2年以上普通免許を受けていた者を除く。）及び普通免許を受けていた期間が1年に達しない者のみの点数となります。</p> <p>(7) 「聴覚障害者標識表示義務違反」は、準中型自動車、普通自動車のみ点数となります。</p>																		